

低入調査基準価格の通達改定

自治体90%設定を後押し

「持続的発展の観点」追加

小澤建流審が方針

国土交通省の小澤敬市官房建設流通政策審議官は、1987年の都道府県向け建設経済局長通達「低入札価格調査制度および最低制限価格制度の活用について」を改定して「地域の雇用維持や地域産業の中核として建設業界が持続的に発展するという観点を加える」との方針を示した。「地方自治体が、地域の実情や判断で調査基準価格や最低制限価格を設定範囲の上限(90%)に設定することは、経済状況、地域の状況をかんがみて時宜にかなったことだ」と、通達改正の趣旨を説明した。このほか、経済対策における建設業界の役割や政府の施策の意図など2009年度の建設業界の課題などについて語った。



低入札価格調査基準価格

は、国交省と中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)が4月に改定し、2%程度引き上がり、設定範囲の上限も85%から90%に引き上げた。地方自治体に対しては、国交省が3日に、総務省と共同で低入札調査基準価格の見直しなどを求める要請文を通知した。ただ、地方自治体の中には、調査基準価格や最低制限価格を85%以上に設

定できない理由として、1987年の各都道府県向け建設経済局長通達「低入札価格調査制度および最低制限価格制度の活用について」を引用している場合をあげた。

こうしたことを踏まえ、小澤建流審は「単に入札契約制度の適正化や発注者による受注者への適正な執行を求めるという観点だけでなく、建設経済局長通達を改定し、地域の雇用を維持し、地域産業の中核として建設業界が持続的に発展するという観点を加える必要がある」とした。さらに、「佐賀県や長崎県、宮崎県では既に、地域の産業政策の

観点を意識して調査基準価格や最低制限価格の設定範囲を70-90%に引き上げる取り組みが進められている。こうした取り組みを(国交省として)非常に評価する」と、ほかの自治体に同様の取り組みが広がることに強い期待感を示し、国と地方自治体が同じ取り組みを進めた結果として「適正価格での受注が実現できることを期待したい」とした。

算定式のうち、現場管理費の割合が60%から70%に引き上げられたことについては「労務単価が低いという指摘に対して、調査基準価格の現場管理費の割合を引き上げる

ことで、技能者の人件費の改善にも役立つことを期待している」と説明した。

経済対策による事業執行が続くことについては、「都市圏環状道路整備など将来の成長につながる大規模な公共事業と、電柱地中化など小規模でも地方の雇用や経済復興のために必要となる事業の2種類ある。建設業界がすみ分けして活躍できる内容ではないかと、事業内容ごとのすみ分けに言及した。

09年度補正予算に盛り込んだファクタリング会社を使っただけで、資金繰り支援事業は、「国がリスク軽減を目的に66億円程度の資金でリスクを共同で背負う。下請けの早期の資金対策に使ってほしい」と説明し、「地域の雇用や経済は下請けが支えている。資金回収の困難性を回避したり、連鎖倒産を防止したりするために活用してほしい」と、積極的な活用を求めた。

政府の08年度第1次補正予算で創設した「地域建設業経営強化融資制度」は、年度末で1282件の融資が実現し、特に中堅企業の活用事例があることを踏まえ、「中堅企業の資金繰り対策につながっているようだ。銀行の貸し出し枠と別にこの制度によって、貸し出しが上乗せされると聞いている。地域の金融機関から融資を引き出しやすくなっている」ということは評価して「良いと思う」とし、「気を緩めず、資金繰りにつながる施策を充実したい」とした。